

光州千人訴訟控訴審判決

(東京高裁 1999年12月21日判決)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

平成一一年
一月二一日
判決言渡

同日

判決原本領収

裁判所書記官

松尾頭洋

平成一一年(ネ)第八四九号 公式陳謝等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成五年(ウ)第一一八六七号、同六年(ウ)第九四八九号)
平成一一年一月四日口頭弁論終結

判決

控訴人

別紙控訴人目録記載のとおり

控訴人ら訴訟代理人弁護士

李宇海

同

福島武司

同

藤田正人

同

水野彰子

同

山本晴太

同

山崎吉男

同

李博盛

同

松本康之

判決書



東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

被 控 訴 人

右代表者法務大臣

右指定代理人

同

同

同

同

主

文

国

白

川

小

松

鈴

川

井

口

原

崎

木

上

日

泰

一

研

秀

忠

出

司

人

丈

幸

良

男

司

人

丈

幸

良

一 本件控訴をいずれも棄却する。

二 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第一 控訴の趣旨

一 原判決中、控訴人らに関する部分を取り消す。

二 被控訴人は、侵略戦争への朝鮮人の動員及びその犠牲の実態に関して、その保有する全ての情報の目録を作成して各控訴人に交付し、被控訴人の費用で右情報を各控訴人に閲覧謄写させると共に、動員された朝鮮人及びその遺族への聞き取り調査を行い、その調査結果を記載した書面を各控訴人に交付せよ。

三 被控訴人は、原判決別紙謝罪文目録（ただし、「原告」とあるをいずれも「控訴人」に改める。）記載の謝罪文及び別紙控訴人目録を、原判決別紙新聞目録記載の各新聞に、その新聞が用いている言語に翻訳して、各一回掲載し、かつ、同謝罪文及び同控訴人目録を国会において朗読する方法により、公式に謝罪せよ。

四 被控訴人は、別紙控訴人目録一記載の控訴人らに対し、それぞれ金五〇〇〇万円及びこれに対する平成六年七月九日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

五 被控訴人は、別紙控訴人目録二記載の控訴人らに対し、それぞれ金三〇〇〇万円及びこれに対する平成六年七月九日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

六 第四、五項につき仮執行宣言

第二 事案の概要

次のとおり付加訂正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第一 事案の概要」、「第三 原告らの主張」（ただし、控訴人らを除く一審原告らに関する部分を除く。）及び「第四 原告らの主張に対する被告の反論」記載のとおりであるから、これらを引用する。

一 原判決二一頁一行目の「者である」の次に「ところ、被控訴人による控訴人労働者らに対する強制連行は、控訴人軍人・軍属らに対するそれと同様の法的性格を有するものである」を加える。

二 二四頁四行目の次に改行して次のとおり加え、同五行目の「(3)」を「(4)」に

改める。

「(3) 主張立証責任

控訴人ら被強制連行者に対する被控訴人の安全配慮義務違反に基づく請求については、損害賠償を請求する控訴人側において、①安全配慮義務の存在事実（a 特別の法律関係の存在、b 安全配慮義務の抽象的内容）、②抽象的な安全配慮義務違反の事実、③損害の発生、右違反事実と損害発生との間の因果関係及び損害額の主張立証責任を負い、被控訴人において、帰責事由の不存在、すなわち、①不可抗力、②被強制連行者の故意・過失、③これらと同視すべき事由のいずれかを主張立証しない限り免責されないと解すべきである。そして、控訴人らは、右請求原因事実を主張しているから、被控訴人において、右抗弁事実を具体的事実に基づいて特定して主張立証しない限り、被控訴人は、安全配慮義務違反に基づく責任を免れない。

さらに、被控訴人は、安全配慮義務を履行した旨の主張を一切行っていないから、被控訴人が安全配慮義務の履行を一切行っていないことについて擬制自白が成立する。」

三 二八頁五行目の次に改行して次のとおり加える。

「山口地裁下関支部平成一〇年四月二七日判決によれば、人権侵害の重大性とその救済の高度の必要性が認められる場合には、立法義務が肯定されるどころ、控訴人らが被った被害は、侵略戦争及び植民地支配によって生じたものであり、被害の内容は、強制的な動員により身体の自由を侵害され、奴隷的に使役されて、その過程で生命を失い、又は身体を傷つけられて重大な後遺障害を生じたものであり、極めて大規模かつ深刻な人権侵害であって、この被害を回復することは、憲法原理からして当然に要請されているところ、何らの手当もなされないまま五〇年以上にわたって放置されており、高齢となった被害者が次々と死亡していく中で、直ちに救済する高度な必要性が存

することは明らかである。

さらに、控訴人ら韓国人に生じている戦争被害が完全に放置されている一方で、日本国籍を有する元軍人・軍属に対しては、極めて手厚い援護政策が採られ、戦争被害の補填のために巨額の税金が投入され続けているのであり、このような憲法及び自由人権規約に違反する不合理な差別が存在している以上、立法機関にこれを是正する立法を行うべき作為義務が憲法上存在していることは明らかである。」

四 三〇頁二行目の「民事局」を「民事局長」に、三一頁八行目及び三八頁末行の各「(3)」をいずれも「(4)」にそれぞれ改め、三四頁八行目の次に改行して次のとおり加える。

「(4) 「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(ハーグ条約) 第三条、同附属規則

「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」四六条違反

控訴人らは、戦時において日本政府によって抑留された民間人であり、

本件強制連行当時の控訴人らに対する処遇が、交戦国軍隊による被抑留民間人の処遇に関して「家の名誉及び権利、個人の生命、私有財産並びに信仰及びその実践は、尊重されなければならない。私有財産はこれを没収することができない。」旨を規定するハーグ条約附属規則四六条に反していることは明らかである。」

五 三四頁一行目の「掲げている」の次に「（ニュールンベルグ国際軍事裁判所 条例六条同旨）」を、三五頁末行の末尾に「クリストファー・グリーンウッドによる専門意見書も、右のような国際慣習法が成立していることを述べている。」をそれぞれ加え、三七頁六行目の次に改行して次のとおり加える。

「この点について、ユーゴ紛争に関する国連総会（一九九四年一月二三日）は、右ジュネーブ条約について、「個人の権利」の側面を認める決議を行っている。」

六 三七頁一〇行目の次に改行して次のとおり加える。

「⑥ また、仏軍人であつたセネガル人への年金支給に関する国連人権委員会の見解（一九八九年四月三日採択）、コンラート・アデナウアー首相の連邦議会における政府声明（一九五一年九月二七日）、ルクセンブルク協定（西ドイツとイスラエル及びユダヤ人会議の間の補償協定・一九五二年九月一〇日調印）、西ドイツ「連邦補償法」前文及び第一条一項（一九五六年六月二九日制定）、対フランス包括協定（ナチスの迫害措置を受けたフランス国民のための給付に関するドイツ連邦共和国とフランス共和国の間の条約）第一条一、二項（一九六〇年七月一五日調印）、欧州議会決議（ドイツ企業のかつての奴隷労働者―強制連行労働者―のための補償給付・一九八六年一月一六日）、米国議会の日系人強制収容に対する補償に関する委員会報告（一九八三年六月一六日）、米国大統領から日系人への謝罪状（一九九〇年一〇月）、カナダ国政府と日系人協会の合意書（一九九〇年五月一七日）によつても、今日の国際慣習法が本件強制連行当時に遡

つて控訴人らの日本政府に対する損害賠償請求権を認めていることは明白である。」

七 四六頁四行目の「関係は」を「関係が」に改め、四七頁二行目の次に改行して次のとおり加える。

「また、控訴人らの主張は、結局は、被控訴人との支配従属関係に入ることを違法に強制したが故に、これによって生じた全損害について結果責任を負担すべしということになるのであるから、不法行為の主張にほかならず、安全配慮義務の内容をいうものではない。

控訴人らは、そもそも不履行とされる債務の具体的内容の特定さえしておらず、また、結果責任に近い安全配慮義務が認められないのであり、主張自体失当を免れず、擬制自白の対象となる主要事実を観念することはできないから、擬制自白が認められることはあり得ない。」

八 五〇頁四行目の次に改行して次のとおり加える。

「控訴人らは、二五(一)(1)ないし(4)の条約等についても、個人が加害国家に対し、直接損害賠償、謝罪等を求め得る内容を有しているかについて明らかにしておらず、本件請求に関して、控訴人らが主張するような国際慣習法の根拠たり得ない。」

九 五〇頁五行目の冒頭に「また、」を加え、五一頁三行目の次に改行して次のとおり加える。

「さらに、控訴人らは、同⑥記載の事例により、今日の国際慣習法が本件強制連行当時に遡って控訴人らの損害賠償請求権を認めていると主張するが、右事例が、相手国の国民個人が加害国に対し国際法上直接損害賠償等を請求し得るとすることを内容とするものであるか明らかでないし、そもそも、今日の国際慣習法が遡って本件強制連行当時に適用されることはないものであるから、控訴人らの右主張は失当である。」

第三 当裁判所の判断

一 当裁判所は、仮に、控訴人らについて、その主張の損害に係る事実関係を認めることができるとしても、控訴人ら主張の各請求権をいずれも認めることができないから、控訴人らの本件各請求はいずれも理由がないものと判断する。

その理由は、次のとおり付加訂正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第五 当裁判所の判断」二一ないし五記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決五二頁八行目の「謝罪」の次に「等」を、五六頁四行目の末尾に「。」を、五八頁一行目の「強制連行された」の次に「と主張し、右強制連行は控訴人軍人・軍属らに対するそれと同様の法的性格を有する」をそれぞれ加える。

2 六二頁一行目の末尾に「したがって、主張立証責任についての控訴人らの主張を採用することはできない。」を加え、六三頁一行目の「・訴訟法」を削り、同二行目の末尾に「また、控訴人らは、被控訴人が安全配慮義務を履行した旨の主張を一切行っていないから、このことについて擬制自白が成立

すると主張するが、被控訴人が控訴人らの安全配慮義務違反の主張を争っていることは明らかであるし、控訴人らの主張はそれ自体失当であるから、擬制自白を問題とする余地はない。」を加える。

3 六九頁一〇行目の「並に」を「並びに」に改め、七〇頁九行目の次に改行して次のとおり加える。

「我が国の戦後補償立法に国籍要件が設けられ、朝鮮半島出身の軍人・軍属等が除外されたのは、サンフランシスコ平和条約において、朝鮮、台湾等の分離独立地域における施政当局及びその住民の財産、請求権の処理が日本国と施政当局との特別取極の主題とされ、朝鮮半島及び台湾出身者である軍人・軍属らに対する補償問題は、関係二国間の外交交渉によって解決されることが予定されたことに基づくものと解されるのであって、そのことには十分な合理的根拠があるものというべきであり、これによって、日本国籍を有する軍人・軍属らとサンフランシスコ平和条約により日本国



籍を失った朝鮮半島出身の軍人・軍属らとの間で、その取扱いに差別が生じているとしても、これをもって直ちに、憲法一四条一項に違反するものとはいえない（最高裁平成四年四月二八日第三小法廷判決・裁判集民事一六四号二九五頁。このことは、同条項と同趣旨を定める国際人権規約についても同様に当てはまる。）。したがって、我が国の立法機関にこれを是正する立法を行うべき作為義務が憲法上存在しているということとはできない。

4 七一頁四行目の「評価することはできない」の次に「（なお、山口地裁下関支部平成一〇年四月二七日判決・判例時報一六四二号二四頁も、戦後賠償、戦後補償の一環としてとらえられるべき問題（控訴人らが本件で主張する戦争損害の賠償・補償がこれに当たるとは明らかである。）については、政治部門である立法府、行政府の裁量のもとにあり、その救済を目的とする特別法の制定が日本国憲法上義務づけられているとは認められないとしており、

控訴人らの主張を理由付けるものではない。」を加える。

5 七三頁一〇行目の「右のような一般慣行及び法的確信の存否につき」を「右の観点から控訴人ら主張の国際慣習法の成否について」に改め、七四頁三行目の「交戦相手国」の次に「等」を加え、七五頁八行目の次に改行して次のとおり加え、同九行目の「(2)」を「(3)」に改める。

「(2) 奴隷制度の禁止が国際慣習法として確立していたとしても、控訴人らが本件で問題とする戦争損害は、奴隷制度の禁止とは何らの関連がないものであり、これに違反するものとはいえないし、まして、奴隷制度の禁止の趣旨に反する行為が行われた場合に、当該国の個人に対する民事上の損害賠償責任について控訴人ら主張の趣旨の国際慣習法が成立していたと認めることはできない。

仮に、控訴人らが主張する本件強制連行等の事実が、強制労働条約（ILO 第二九号条約）の趣旨に違反していたとしても、同条約は、個

人の損害賠償請求権の発生に関する要件、効果を規定するものではなく、その締約国の裁量を制限して個人の損害賠償請求権の発生要件及びその履行を厳格に義務づけていると解することはできないから、個人が加害国家に対して直接損害賠償、謝罪等を求め得る根拠となるものではない。

「人道に対する罪」等を定めた極東国際軍事裁判所条例（及びニュールンベルグ国際軍事裁判所条例）は、非人道的行為等を行った行為者個人の刑事責任の追及を目的としているものであり、右条例の規定からは、該当行為者個人の国際法上の刑事責任が発生するにとどまり、それ以上に、右行為者が属する国家の被害者個人に対する民事責任が生じる余地はないものというべきである。

したがって、右条約等の規定は、いずれも本件請求に関して控訴人が主張する国際慣習法の根拠たり得ないというべきである。」

6 七六頁五行目の次に改行して次のとおり加える。

〔4〕 さらに、控訴人らは、九つの事例を引用して、今日の国際慣習法が本件強制連行当時に遡って控訴人らの損害賠償請求権を認めていると主張するが、控訴人ら引用の事例が、相手国の国民個人が加害国に対し国際法上直接損害賠償等を請求し得るとすることを内容とするものであると認めるに足りる証拠はなく、控訴人ら主張の国際慣習法の成立を認めることはできないし、そもそも、今日の国際慣習法が遡って本件強制連行当時に適用されることはないのであるから、控訴人らの右主張は、いずれにしても理由がない。」

二 よって、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第七民事部



裁判長裁判官

奥山興悦

裁判官

杉山正己

裁判官

沼田寛

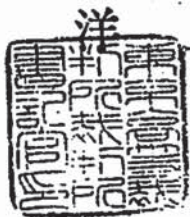
右は正本である。

平成一一年一月二一日

東京高等裁判所第七民事部

裁判所書記官

松尾 顕



最高裁印 一三号